

事 務 連 絡
平成 19 年 5 月 22 日

各所属長
各県立学校長
各市町村（学校組合）立学校長

様

総務福利課長

旅費制度 Q&A（教育委員会 Ver 1）の修正について

旅費事務に関するご質問及び当課からの回答については、事務連絡により、「旅費制度 Q&A（教育委員会 Ver 1）」「旅費制度 Q&A（教育委員会 Ver 2）」としてお知らせしていますが、その後、下記のとおり取り扱いが変更になったものがありますので、お手元の Q&A に見え消し等の修正を行っていただきますようお願いいたします。

ちなみに、別添ファイルについては、画面上、赤字記載の部分が今回修正したところです。

記

1. 路程計算の考え方

教育長通知「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う旅費の取り扱いについて」中、「18 近距離旅行の旅費」（1）に、「出発地の起点（大字、町）からの陸路による路程が4キロメートル未満である起点の区域内」とあるが、一概に「出発地」だけで近距離かどうかは断定できない。出発地と用務地は同一起点区域内にあるが、帰着地だけは別の起点区域にあり、用務地と帰着地の起点間距離が4キロメートル以上あることも考えられる。その場合は出張となり、全行程について旅費が支給される。

※「旅費制度 Q&A（教育委員会 Ver 1）」中、「路程計算の考え方」を別添ファイルのとおり変更してください。

2. 領収書・審査書類等の旅費事務センターへの送付方法について

「旅費制度 Q&A（教育委員会 Ver 1）」中、「基本的事項」「（10）領収書・審査書類等の旅費事務センターへの送付方法について」では、基本的に赴任旅費以外は全て FAX と記載していたが、旅費事務センターにおける事務簡素化のため便宜上 FAX でも可能としていたもので、「旅費事務の手引き」では、元々「研修旅費」「赴任旅費」「直接入力旅費」は「原本を送付すること」としていた。所属によって FAX と原本送付が混在しているため、平成19年度からは「旅費事務の手引き」どおりの取り扱いで統一することとした。

〒780-8570
高知県高知市丸ノ内1丁目7-52
高知県教育委員会事務局
総務福利課

TEL : 088(821)4721
FAX : 088(821)4725